

## 国際競争力の強化と物流効率化

### 航空機に係る特例措置の延長及び拡充

#### 【延長】

法人税：航空機の特別償却 5%（140トン以上）  
固定資産税：国内路線就航機の課税標準 3年間 2 / 3

#### 【拡充】

固定資産税：130トン未満の国内路線就航機の課税標準 3年間 1 / 2

我が国航空の国際競争力を確保するとともに、地域の発展を支える地方航空ネットワークを維持するため、航空機に係る特例措置を延長・拡充。

### 国際船舶に係る特例措置の延長

登録免許税：所有権保存登記、抵当権設定登記 2 / 1000

我が国海外航海運の国際競争力強化により、日本籍船を安定的に確保し貿易物資の安定輸送を図るため、国際船舶に係る特例措置の適用期限を延長する。

### 倉庫用建物等に係る特例措置の延長

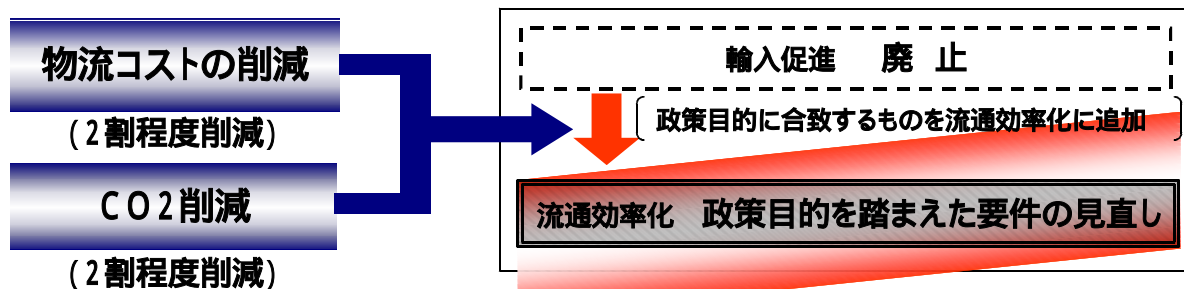
倉庫用建物等に係る課税の特例措置を所要の見直し・重点化を行った上で延長

#### 【延長】

所得税・法人税：割増償却 5年間 10%（倉庫）  
固定資産税・都市計画税：課税標準 5年間 1 / 2（倉庫）  
課税標準 5年間 3 / 4（附属設備）  
課税標準 5年間 5 / 6（保税蔵置場、港湾上屋）

#### 〔見直し・重点化の内容〕

政策目的(物流コストの削減や地球温暖化対策)  
に沿った対象施設・地区の見直し・重点化



## 外貿コンテナ埠頭に係る特例措置の延長

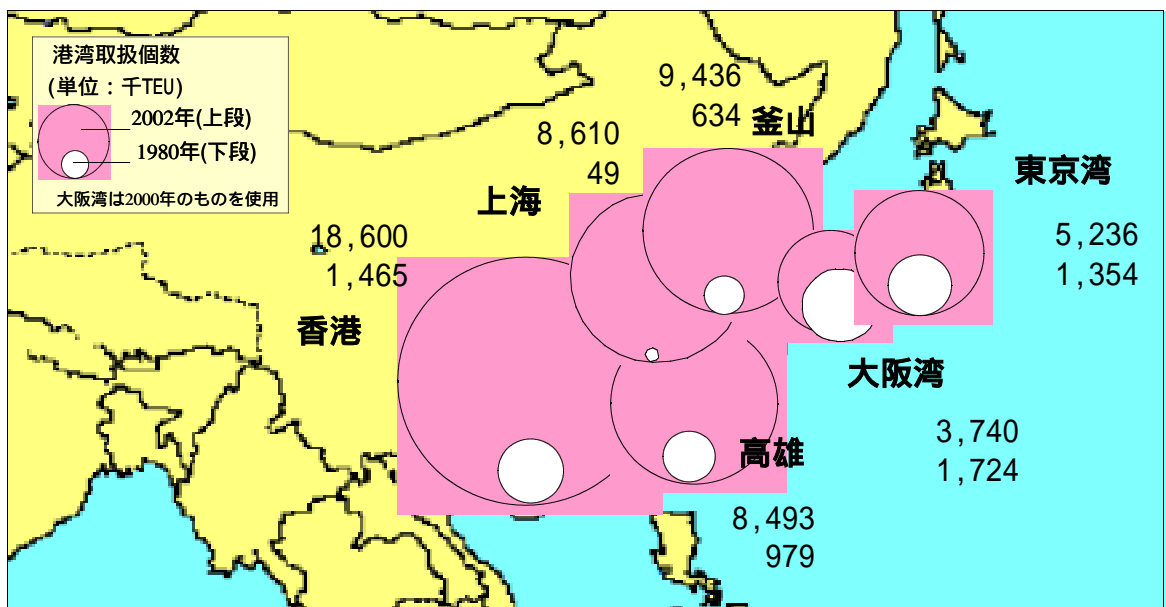
固定資産税・都市計画税：

平成10年3月31日までに所有した埠頭 課税標準 1 / 2  
 (承継分) 課税標準 3 / 5

平成10年4月1日から平成18年3月31日までに取得する埠頭  
 課税標準 当初10年間 1 / 5、その後 1 / 2

我が国港湾の国際競争力を確保するため、外貿埠頭公社が所有又は取得するコンテナ埠頭に係る特例措置の適用期限を延長する。

### 【アジア主要港のコンテナ取扱量】



## 中小企業投資促進税制の延長

中小企業者の設備投資を促進するため、経済対策として措置されている中小企業者が機械等を取得した場合の特別償却(30%)又は税額控除(7%)の適用期限を延長(所得税、法人税)

対象設備：トラック(車両総重量3.5ト以上) 内航貨物船(取得価額の75%)  
 機械装置(160万円以上) 器具備品(合計額120万円以上)

